標柱二号から一六七度〇七分三六秒　三号
五・六六四メートルの地点
標柱三号から一七九度一五分五五秒　四号
一四・〇三五メートルの地点
標柱四号から一九〇度五三分一二秒　五号
一二・七一三メートルの地点
標柱五号から一四四度一七分五五秒　六号
一・三四三メートルの地点
標柱六号から一二一度四八分二六秒　七号
六・三七三メートルの地点
標柱七号から一六二度一〇分〇六秒　八号
九・六四〇メートルの地点
標柱八号から八三度一八分一五秒　九号
二八・四一四メートルの地点
標柱九号から一六三度一九分四三秒　十号
二三・六七五メートルの地点
標柱十号から二五八度一一分五三秒　十一号
一二・三五五メートルの地点
標柱十一号から一六七度一七分五四秒　十二号
一一・三六一メートルの地点
標柱十二号から一九二度二四分〇二秒　十三号
三六・二一五メートルの地点
標柱十三号から二九三度〇四分〇五秒　十四号
一五三・二八六メートルの地点
標柱十四号から一〇度〇五分四二秒　十五号
八〇・六二五メートルの地点
標柱十五号から三一七度三三分一四秒　十六号
九二・六二九メートルの地点
標柱十六号から二七三度〇二分〇四秒　十七号
九・六五四メートルの地点
標柱十七号から二〇七度二二分二一秒　十八号
二二・五三一メートルの地点
標柱十八号から一五四度四六分五六秒　十九号
七・四五七メートルの地点
標柱十九号二四三度四九分一五秒　二十号
二二・一一一メートルの地点
標柱二十号から二九三度〇八分五六秒　二十一号
八五・一六九メートルの地点
標柱二十一号から一〇度二八分〇〇秒　二十二号
二二・一五一メートルの地点
標柱二十二号から一二八度二六分〇五秒　二十三号
六・三二一メートルの地点
標柱二十三号から七四度二四分〇五秒　二十四号
五・二二一メートルの地点
標柱二十四号から九五度二一分四六秒　二十五号
一一・七〇五メートルの地点
標柱二十五号から四六度一九分五四秒　二十六号
一三・一七五メートルの地点
標柱二十六号から一二一度〇六分三五秒　二十七号
五・三二二メートルの地点
標柱二十七号から一五一度三六分四〇秒　二十八号
一六・二四三メートルの地点
標柱二十八号から一二〇度〇六分一七秒　二十九号
四一・四九一メートルの地点
標柱二十九号から二九度五八分一四秒　三十号
四七・四〇八メートルの地点
標柱三十号から一三六度〇三分二五秒　三十一号
六〇・一一三メートルの地点
標柱三十一号から八四度三〇分二二秒　三十二号
三三・八一〇メートルの地点
標柱三十二号から一三五度二七分五六秒　三十三号
一〇一・八八四メートルの地点
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山田上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
防府市大字大崎一八〇二番地内電子基準点
防府を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第二号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
基準点防府から三五三度三六分五九秒　一号
一八七六・一〇一メートルの地点
標柱一号から三二六度四四分二五秒　二号
二一・〇四九メートルの地点
標柱二号から二七五度二五分五三秒　三号
一一七・八五三メートルの地点
標柱三号から八度二三分四一秒　四号
三二・三八五メートルの地点
標柱四号から一〇一度二七分三五秒　五号
一一九・二七七メートルの地点
標柱五号から一五二度二四分一八秒　六号
三五・四二六メートルの地点
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石丸南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県萩市三見
字下石丸　二八四九番　一号
字門前下村　二四二三番　二号
一八二八番一　三号
二四一〇番一　四号
字上門前　二四四五番　五号
字上石丸　二四〇二番地先道路敷　六号
二三九五番一　七号
二三九三番　八号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
樋ノ口谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県山口市徳地岸見
字宮ノ浴上平　二〇一番　一号
一九九番　四号
二〇一番　五号及び六号
字宮ノ浴　一九〇番　二号
一九三番　三号

○国土交通省告示第千四百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十二月七日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
栗山川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県玉名市石貫
字六ツ枝　五八〇番一〇　一号
字上栗山　五七九番三地先道路敷　二号及び三号
字岸田　六二五番五地先河川敷　四号
字上栗山　五六六番四　五号及び六号
五五三番四　七号
五六〇番二地先道路敷　八号
五六〇番二　九号
五三六番三　十号
五三六番三地先河川敷　十一号
字塩井川　六四五番三地先河川敷　十二号
六四五番二　十三号から十五号
字上栗山　五六二番一　十六号及び十七号
字岸田　六三八番二　十八号
六二八番二　十九号
六二五番三　二十号及び二十一号
字上栗山　五七九番一地先河川敷　二十二号
字岸田　六二一番一地先河川敷　二十三号

○観光庁告示第十三号

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第五号の規定及び外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第十四条第二項の規定に基づき、通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき国土交通大臣が定める者（平成十八年国土交通省告示第三百六十一号）及び地域限定通訳案内士試験実施基準（平成十八年国土交通省告示第七百三十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十四年十二月七日
観光庁長官　井手　憲文
通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき国土交通大臣が定める者及び地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を改正する告示
第一条　通訳案内士法施行規則第三条第五項の規定に基づき国土交通大臣が定める者の一部を次のように改正する。
題名中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。
二を四とし、一中「財団法人」を「公益財団法人」に改め、同号の次に次の二号を加える。
二　外国語（中国語に限る。）一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の一級に合格した者
三　外国語（韓国語に限る。）特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の一級に合格した者